

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	都市建設部
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第32号 令和2年7月6日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和2年9月3日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
<p>1 収入事務 都市公園の占用許可事務において、提出期限を過ぎて占用許可申請書を受け付け、占用許可を行っている上、許可日が占用期間の後になっている例が認められた。 また、納入通知書に納期限が指定されていなかった。</p>	令和2年 9月3日
<p>2 支出事務 補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定及び額の確定を行っている例が認められた。</p>	令和2年 9月3日
<p>3 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p>	令和2年 9月3日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>都市公園の占用許可事務において、提出期限を過ぎて占用許可申請書を受け付け、占用許可を行っている上、許可日が占用期間の後になっている例が認められた。</p> <p>また、納入通知書に納期限が指定されていなかった。</p> <p>※ 都市公園を占用しようとする者は、市都市公園条例第8条第2項及び同施行規則第4条第2項の規定により、占用しようとする日の15日前までに占用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならないとされている。</p> <p>占用期間が令和元年11月14日から同年11月17日である当該占用許可申請書については、10月30日までに提出しなければならないが、当該提出期限を過ぎた同年11月13日に申請を受け付け、許可を行っており、その許可日も11月20日と占用期間の後になっていた。</p> <p>また、公園使用料の徴収については、市都市公園条例第14条の規定により、許可の際徴収するとされているが、11月14日に決裁を受け発出した納入通知書に納期限が指定されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>2 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定及び額の確定を行っている例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">(住まい政策課)</p> <p>【事例1】</p> <p>※ いわき市特定空家等除却補助事業補助金の交付事務において、市特定空家等除却補助事業補助金交付要綱第11条第1項第1号及び第4号の規定による「補助対象工</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>都市公園の占用許可事務においては、都市公園条例及び同施行規則に基づき、許可事務を行うべきところですが、占用許可申請について事前相談をうけていたことから、提出期限を過ぎた申請を受け付けてしまいました。</p> <p>また、申請が遅れたことにより、その後の事務にも遅れが生じ、占用期間開始前に徴収すべき公園使用料の納入通知書の発行が遅れたことにより、納期限の設定に苦慮し、納期限を指定せず納入通知書を発行してしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>申請者に占用許可申請書の提出期限までの提出を求め、市財務規則及び市都市公園条例を遵守し、再発防止に努めて参ります。</p> <p>【事例1】 [指摘が発生した原因]</p> <p>いわき市特定空家等除却補助事業補助金の交付事務において、市特定空家等除却補助事業補助金交付要綱に規定する関係書類の確認不足により、必要書類を提出させないまま実績報</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>事に係る工事請負契約書等の写し及び建設リサイクル法第10条に基づく届出書の写し」がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。なお、工事請負契約書等の写しについては、誤って交付申請書に添付されていた。</p> <p><b>【事例2】</b></p> <p>※ いわき市特定優良賃貸住宅家賃減額補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書がないまま申請を受理し、交付決定していた。また、同規則第12条第1号の規定による収支決算書がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>3 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p>	<p>告書を受理し、額の確定を行っていたものであります。</p> <p><b>【事例1】〔措置した内容〕</b></p> <p>補助事業者に対し、建設リサイクル法第10条に基づく届出書の写しの提出を求め、また、工事請負契約書等の写しは、実績報告書に添付し直しました。</p> <p>なお、今後は、同様の誤りが生じることがないように、チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p><b>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>いわき市特定優良賃貸住宅家賃減額補助金の交付事務において、市補助金等交付規則に規定する関係書類の確認不足により、必要書類を提出させないまま補助金交付事務を行っていたものであります。</p> <p><b>【事例2】〔措置した内容〕</b></p> <p>補助事業者に対し、速やかに追加書類の提出を求め、補助申請書及び実績報告書へ添付しました。</p> <p>なお、今後は、同様の誤りが生じることがないように、チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p><b>〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>郵便切手等管理簿に係る受払枚数の記載誤りについては、管理簿中に受払残枚数を管理すべき欄が設けられておらず、欄外記載により対応していたことから、事務が煩雑になり、現物と管理簿が一致しないという事態が生じたものです。</p> <p>また、切手購入時の受入日記載誤りについては、歳出処理の際、管理簿との突合作業が不十分であったため、記載誤りが生じたものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>(都市計画課、住まい政策課)</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>郵便切手等管理簿について、使用者が使用実態に合った内容での記載を失念したこと、また、払出時における他職員による確認が不十分であったこと等が原因と考えられます。</p> <p>(都市計画課総合交通対策担当)</p> <p>郵便切手等管理簿への受払日の記入が、発生日以降の対応となり、誤った日付等で処理されていた場合や管理簿の確認が不十分のまま歳出処理を行っていたものであります。</p> <p>(住まい政策課)</p> <p>[措置した内容]</p> <p>現物と郵便切手等管理簿の突合作業を正確に実施するため、受払残枚数欄を設けた管理簿に様式を変更するとともに、歳出処理時には、庶務担当係長に支出伝票のほか、管理簿への受入れ確認(押印)を受けることとし、事務の適正な執行に努めて参ります。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>切手の使用にあたり、使用者が、使用する切手の種類・枚数・金額等を確認の上、管理簿に確実に記載するとともに、その内容及び残枚数等について係長等の確認を受ける等、適正な管理を行って参ります。</p> <p>(都市計画課総合交通対策担当)</p> <p>庶務担当職員が郵便切手等管理簿と郵便切手の現物が合っているか随時確認するとともに、歳出処理時において、庶務担当係長が管理簿の確認を行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>(住まい政策課)</p>